

「すだちくんEV Charger」認定制度取扱要領

1 目的

この要領は、「すだちくんEV Charger」認定制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第10条に基づき、「すだちくんEV Charger」の認定手続き等について、必要な事項を定めるものです。

2 事業概要

(1) 対象事業者

実施要綱第4条のとおりとします。なお、同条第1項第1号の「事業者、団体及び施設等の管理者」は、充電器の設置場所を提供する者も含みます。

(2) 対象設備

実施要綱第3条で定義されるものとします。

(3) ステッカー

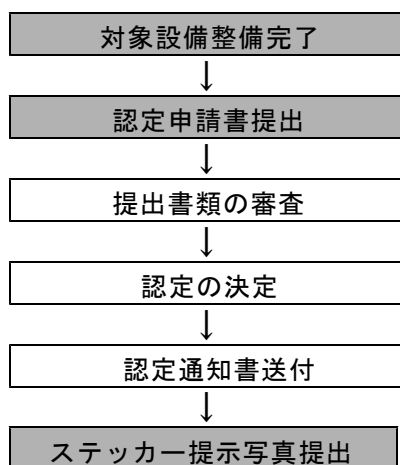
実施要綱第3条第4号で定義されるものであり、実施要綱第7条に基づき対象事業者に支給されます。（別添1参照）

(4) 標識

実施要綱第3条第4号で定義されるものであり、実施要綱第7条に基づき対象事業者に支給されます。（別添1参照）

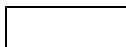
3 事業の流れ

(1) 手続きの流れ



・併せて、ステッカー及び標識も送付します。

・ステッカー及び標識を提示した状況が確認できる写真ファイルを送付してください。

（  : 申請者の方の手続き  : 県の手続き）

(2) スケジュール

本制度に係る申請期限等は無く、随時受け付けており、その後の審査等の手続きについても、随時実施しております。

4 認定申請

(1) 提出書類

実施要綱第5条のとおりです。なお、提出書類は返却しませんので御注意ください。

申請受付後、内容等について申請事業者又は担当者に電話等による確認や、追加説明資料の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法

郵送、持参あるいはメール添付とします。

メール添付による提出の場合、PDFに変換したものを御提出ください。

(3) 提出先

○郵送、持参の場合

・「7 問合せ先」に記載の住所、宛先をお願いします。

○メール添付の場合

・「7 問合せ先」に記載のメールアドレスに必要ファイルを添付して御送付ください。

・「すだちくんEV Charger」の文言を含んだ件名で御送付ください。

・メール送付後に必ず「問合せ先」に記載の電話番号に御一報ください。

5 認定

提出書類の内容により、認定申請の内容が実施要綱の目的に適合するものであると認めたときは、認定を決定し、申請事業者に通知するとともに、ステッカー及び標識を送付します。

6 その他

(1) 認定申請は随時受け付けておりますが、申請事業者は、認定申請書の提出までに対象充電器を稼働させ、対象設備の整備を完了しておく必要があります。

(2) 提出書類の審査については、原則として先着順で実施します。

(3) 実施要綱を必ず確認してください。

7 問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 生活環境部 サステナブル社会推進課 脱炭素推進担当

TEL : 088-621-2260

FAX : 088-621-2845

メールアドレス : datsutanso@pref.tokushima.lg.jp